附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年一月一日から施行する。

（平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部改正）

2　平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の二の表第百十三条の二第四号の項中「第百十三条の二第四号」を「第百十三条の二第五号」に改める。

（子ども・子育て支援法施行令の一部改正）

3　子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第四号中「及び検査」を「、検査及び提示又は提出の要求、物件の留置き」に改め、同条第五号中「及び検査」を「、検査及び提示又は提出の要求、同法第百四十一条の二の規定による物件の留置き」に改める。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

---

## 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

## 政令第百四十五号

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の施行に伴い、並びに同法附則及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

**第一条**　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第三項の表第二十七条の四第二十五項の項中「第二十七条の四第二十五項」を「第二十七条の四第十七項」に改め、同表第二十七条の四第二十五項第三号の項中「第二十七条の四第二十五項第三号」を「第二十七条の四第十七項第三号」に改める。

第五条の三第四項中「第十一項第一号」を「第十項第一号」に、「第十一項第三号」を「第十項第三号」に改め、同条第六項中「当該各号に掲げるもの」の下に「（当該役務の開発を目的として、第一号イの方法によつて情報を収集し、又は同号イに掲げる情報を取得する場合には、その収集又は取得を含む。）」を加え、同項第一号を削り、同項第二号中「前号の収集に係る情報又は同号の取得に係る」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ　大量の情報を収集する機能を有し、その機能の全部又は主要な部分が自動化されている機器又は技術を用いる方法によつて収集された情報

ロ　イに掲げるもののほか、当該個人が有する情報で、当該法則の発見が十分見込まれる量のもの

第五条の三第六項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同条第七項第一号中「前項第二号」を「前項第一号」に改め、同条第九項を削り、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項第一号に次のように加える。

ハ　福島国際研究教育機構

第五条の三第十一項第三号中「新事業開拓事業者等」を「特定新事業開拓事業者」に、「その発行する株式の全部又は一部が同法第十七条第一項に規定する認定特定新事業開拓投資事業組合の組合財産であるものその他これに準ずる者で財務省令で定める」を「その設立の日以後の期間が十五年未満であることその他の財務省令で定める要件を満たす」に改め、同項第四号中「大学等」の下に「、特定新事業開拓事業者」を加え、同項第五号中「新事業開拓事業者等」を「特定新事業開拓事業者」に改め、同項第十号中「新事業開拓事業者等に委託する試験研究のうち」を「特定新事業開拓事業者に委託する試験研究のうち」に、「新事業開拓事業者等との」を「特定新事業開拓事業者との」に、「新事業開拓事業者等が」を「特定新事業開拓事業者が」に改め、同号イ中「第十二号まで」を「この項」に、「新事業開拓事業者等」を「特定新事業開拓事業者」に改め、同号ロ及び同項第十二号中「新事業開拓事業者等」を「特定新事業開拓事業者」に改め、同項に次の一号を加える。

十五　次に掲げる要件の全てを満たす試験研究

イ　当該個人の使用人である次に掲げる者（ロ(1)及びハにおいて「新規高度研究業務従事者」という。）に対して人件費を支出して行う試験研究であること。

(1)　博士の学位を授与された者（外国においてこれに相当する学位を授与された者を含む。）で、その授与された日から五年を経過していないもの

(2)　他の者（第三号イ及びロに掲げるものを除く。）の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。(2)において同じ。）又は使用人として十年以上専ら研究業務に従事していた者で、当該個人の使用人（当該個人に係る第三号イ及びロに掲げる法人の役員又は使用人を含む。）となつた日から五年を経過していないもの

ロ　当該個人のその年分の新規高度人件費割合（(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額のうちに占める割合をいう。ロにおいて同じ。）をその年の前年分の新規高度人件費割合で除して計算した割合が一・〇三以上である場合又は当該個人のその年の前年分の新規高度人件費割合が零である場合（その年分又は当該前年分の(2)に掲げる金額が零である場合を除く。）にその年において行う試験研究（工業化研究に該当するものを除く。）であること。

(1)　試験研究費の額（工業化研究に該当する試験研究に係る試験研究費の額を除く。）のうち新規高度研究業務従事者に対する人件費の額

(2)　試験研究費の額のうち当該個人の使用人である者に対する人件費の額

ハ　次に掲げる要件のいずれかに該当する試験研究であること。

(1)　その内容に関する提案が広く一般に又は広く当該個人の使用人に募集されたこと。

(2)　その内容がその試験研究に従事する新規高度研究業務従事者から提案されたものであること。

(3)　その試験研究に従事する者が広く一般に又は広く当該個人の使用人に募集され、当該試験研究に従事する新規高度研究業務従事者がその募集に応じた者であること。

第五条の三第十一項を同条第十項とし、同条第十二項第一号中「係る」の下に「試験研究費の額(ニを加え、「(次号及び第四号において「試験研究費の額」という」を「をいう。以下この条において同じ」に改め、同項第四号中「もの」の下に「(第一号又は第二号に定める試験研究費の額に該当する金額を除く。)」を加え、同項に次の一号を加える。

五　前項第十五号に掲げる試験研究　当該試験研究に係る同号ロ(1)に掲げる金額として財務省令で定めるところにより証明がされたもの（第一号又は第二号に定める試験研究費の額に該当する金額を除く。）

第五条の三第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項中「同項第一号に規定する試験研究費の額（以下この項及び第十五項において「」を削り、「」という。）は、」を「は、」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13　法第十条第八項第八号に規定する政令で定める金額は、同項第一号ロに規定する棚卸資産の販売その他事業として継続して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る収入金額とする。